

ふくしま共生サポーター 養成講座（抜粋）



ともたろうくん

【実施機関(者)名：福島県障がい福祉課】

日時 令和5年10月2日（月）

場所 令和5年度バリアフリー推進パートナーミーティング



福島県
復興シンボルキャラクター
キビタン

1 はじめに ～福島県の障がい者施策～

「第5次福島県障がい者計画」（令和4年度～令和12年度）

「障がいのある方の人権、人格が尊重され、等しく社会の一員として生活できる社会の実現」

～障がいのある方もない方も、ともに生きる社会を目指して～



地域生活への移行支援

自立した生活を送るための支援

活躍できる社会づくり

安全・安心で差別のない社会づくり

2 障がいとは～医学モデルと社会モデル～

障がいの医学モデル（個人モデル）と障がいの社会モデル

医学モデル

お店に入れない…
(原因)
⇒ 足に障がいがある



リハビリをして
歩けるように
なるべき？



2

社会モデル

お店に入れない…
(原因)
⇒ 入口に段差がある

社会的障壁



段差を無くせばお店に入れる！
⇒ 社会モデルでは障がいが解消

車いすの方は何も変わっていない
変わったのは周囲の環境

3

- ・社会モデルでは、「障がい」とは本人の医学的な心身の機能の障がいを指すもの（医学モデル）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものと考えられています。

【社会的障壁】

（障害者基本法第二条・障害者差別解消法第二条）

「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」



社会モデルに基づくと、誰にでも障がいはあり得るとも考えられます。

事物 ～物理的な障壁～

- ・建物に段差があって入れない
- ・道路に点字ブロックがない
- ・障害物があって車椅子では通行できない など

慣行 ～文化・情報面の障壁～

- ・チャイムや放送の音が聞こえない
- ・テレビや講演会で何をいっているのかわからない
- ・申込み先が電話番号しか書いていない など

4つの社会的障壁


制度 ～制度的な障壁～


- ・就職をしたくても、障がいがあるという理由で採用されない
- ・点字で試験をしてくれない
- ・盲導犬と一緒にお店に入ろうとしたら断られる など


観念 ～意識上の障壁～

- ・心ない言葉や視線、偏見
- ・障がいのある方を守られるだけの存在と捉えている
- ・障がいのある方だからできないのは仕方ない など

もし2階建ての建物に階段もエレベーターもなかったら？？

◇2階に上がれない ⇒ 障がいがある 

① はしごを持ってくる ⇒ 障がい解消 (合理的配慮の提供) 

② 工事をして階段を設置 ⇒ 障がい解消 (環境の整備) 

- ・障がいのない方に対しては、すでに多くの社会的障壁（社会の中にあるバリア）が取り除かれている。
- ・障がいのある方に対しても「合理的配慮の提供」や「環境の整備」などによって社会の中にあるバリアを取り除いていこう！

⇒障がいの有無によって分け隔てられない共生社会の実現へ！

⇒ 「**障害者差別解消法**」の目的

6

3 障害者差別解消法とは

平成25年6月成立・平成28年4月1日施行

「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」

(平成二十五年法律第六十五号)

(目的)

第1条

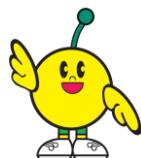
この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

7

障害者差別解消法とは

障がいの有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しているもの。

キーワードは2つ!



不当な差別的取扱いの
禁止

合理的配慮の提供

8

不当な差別的取扱いの禁止

差別解消法では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

不当な差別的取扱いの例

- 障がいを理由としてサービスの提供や入店を拒否する。
- 本人を無視して、介助者や支援者、付添の人だけに話しかける。
- 障がいを理由に付き添い者の同行を求めたり、逆に拒んだりする。



9

合理的配慮の提供

障がいのある方は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。差別解消法では、役所や事業者に対して、障がいのある方から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。



合理的配慮の例

- 耳や眼が不自由な方に手話や筆談、読み上げなどを行う。
- 高いところに置かれた商品などを取って渡す。
- 本人が希望する方法で丁寧でわかりやすい説明を行う。

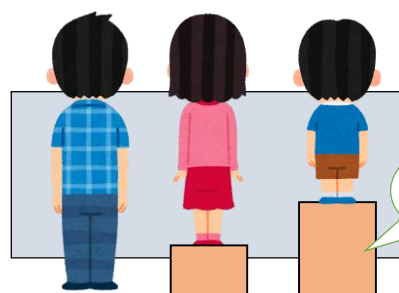
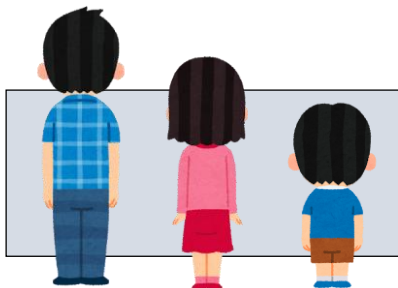
10

- 障害者差別解消法で求めている「合理的配慮の提供」は、障がいのある方に対して特別扱いをすることではありません。
- 同じ社会の中で、同じように生活するために、必要な手助けを行う、これが根本にあります。

背の高さの違いにより見ることが出来ない人がある。



みんな同じ高さから見えるよう必要な分の台を置いてみる。



障がいのある方それぞれの特性に応じた配慮をお願いします。

11

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 (してはいけない)	法的義務 (しなければならない)
民間事業者 ※1	禁止 (してはいけない)	法的義務 ※2 (しなければならない)

※1 民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。

※2 令和3年5月、改正障害者差別解消法の成立により、“努力義務”から変更。

〈改正法は令和6年4月1日施行〉

4 障がい特性と私たちができること

～合理的配慮事例に関する動画から～

04 合理的配慮事例	04 合理的配慮事例	04 合理的配慮事例
<p>Case 1 買い物 身体障がい (肢体不自由)</p> <p>商品が高い位置に陳列されているなど、車いすに乗っていると手が届きにくい場所もあります。</p>  <p>対応と配慮事項</p>	<p>Case 2 受付 身体障がい (肢体不自由)</p> <p>車いすは高さ制限が厳しいため、窓口窓口との高さが合わず、一段での受付が難しいことがあります。</p>  <p>対応と配慮事項</p>	<p>Case 3 街の中 知的障がい</p> <p>工事などでいつも利用している場所が変更されている場合があります。</p>  <p>対応と配慮事項</p>
<p>手が届きにくい商品がある場合は、欲しい商品を確認して代わりに取るなどの手伝いをします。</p>  <p>P.16</p>	<p>車いすや杖などを利用して、別の方で受付を行うなどの対応をします。</p>  <p>P.17</p>	<p>工事などの通知が事前に届くように、いつも使っていた道に替くまで案内を行います。</p>  <p>P.18</p>

※福島県『合理的配慮ガイドブック』より

【お知らせ】

障害者差別解消法が改正され、**民間事業者の合理的配慮の提供が義務化**されることから普及啓発のための動画・ガイドブックを作成しました。

研修や学習会などさまざまな場面でご活用ください。

福島県 合理的配慮

検索



14

ふくしま共生 サポーターについて



15

ふくしま共生サポーターとは？

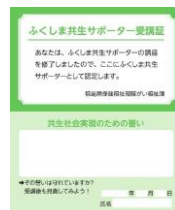
【サポーターの登録】

受講された皆様に、福島県から

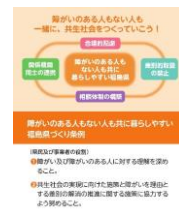
『**ふくしま共生サポーター受講証**』

を発行し、サポーターとして登録します。

【おもて】



【うら】



【サポーターの具体的な活動】

- (1) 職場や地域において、サポーターとして障がいのある人への理解が促進するよう情報発信を行う。
- (2) 障がいのある人と触れ合う等、積極的に障がいのある人への理解を深める。また、支援の必要な方へ自ら率先して支援を行う。

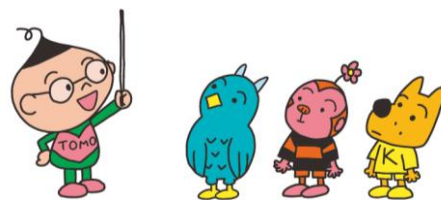


16

サポーターによる講座の実施について

- サポーターは、自らが講師となり、所属団体の職員等を対象として養成講座を実施することができます！

※保健福祉事務所又は県障がい福祉課で実施する養成講座を受講されたサポーターが対象となります。



【講師登録について】

講師登録の申請をされた方には、『**ふくしま共生サポーター養成講座講師登録証**』を交付し、講師として登録します。

※講座終了後、申請書にご記入いただきます。
いただいた個人情報は、目的外には使用しません。

17

御清聴ありがとうございました。

